

## 渋川市共生社会実現に向けた店づくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、共生社会の実現に向けて、誰もが利用しやすい店づくりを推進するため、市内で営業している来店型店舗において、障害者や外国人等が店舗を利用しやすくするために必要な備品を購入した者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 備品 そのもの単体で機能し、性質形状を変えることなく、比較的長期間継続して使用に耐える物品をいう。

(2) 来店型店舗 不特定多数の来客を対象に、対面で物品の販売又はサービスの提供を行うことを主たる業務とする事務所又は事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、共生社会の実現に向けて、障害者や外国人等、誰もが利用しやすい店づくりを推進するために必要な備品を購入した次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 市内で営業している事務所又は事業所を置く事業者であること。  
ただし、支店は除く。

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗でないこと。

(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。

(5) 法令及び公序良俗に反していないこと。

(6) 市税を滞納していないこと。

(7) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、共生社会の実現に向けて、障害者や外国人等、誰もが利用しやすい店づくりを推進するために必要な次に掲げる条件を満たす別表に定める補助対象備品の購入費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とする。

(1) 共生社会の実現を目的として、市内で営業している来店型店舗に設置するものであること。

(2) 国、群馬県、市等の他の補助金の対象経費としていないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの購入費は、補助対象経費としない。

(1) タブレット端末等の情報通信機器

(2) 病院、介護施設等の施設で通常業務に使用する車椅子等の備品  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、1事業者当たり30,000円を限度とする。

2 前項の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象備品	
1	車椅子利用者又は高齢者のための備品
(1)	車椅子(貸出用)
(2)	段差解消機(据置型)
(3)	階段昇降機(可搬型)
(4)	可動式スロープ
(5)	すりつけ板

(6) 水回り用車椅子

(7) 移動式手すり

(8) 小休止用椅子 等

2 目又は耳が不自由な者のための備品

(1) 非常時警報装置

(2) 音声案内装置

(3) 音声誘導装置

(4) 大型表示ボタン（点字表示付きの電話機等）

(5) 写真入り指さしメニュー

(6) 筆談ボード 等

3 日本語が不慣れな者のための備品

(1) 写真入り指さしメニュー

(2) 携帯型音声翻訳機 等

4 その他この要綱の趣旨に適すると市長が認める備品